

登録から内職を始めるまで

1. 内職登録

- 「求職相談票（様式第1号）」を記入してください。
※登録・紹介は鴻巣市民の方に限ります。
※電話での登録は受け付けておりませんので、下記の受付窓口までお越しください。
※窓口によって受付時間が異なりますので、ご注意ください。

• 鴻巣市役所本庁舎（中央1-1）1階 商工観光課（22番窓口）
受付時間 8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）

• ジョブサポートこうのす（本町1-2-1 エルミこうのすアネックス）3階 就労支援センター
受付時間 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

- 登録された方に「内職受付票」をお渡しします。有効期限は登録した日から1年間です。

2. 紹介状の発行

- 求人事業所一覧の中からご希望に合う事業所があれば、市から事業所宛の紹介状を発行します。（複数の事業所に同時に紹介状を発行することはできません）
- 求人のお申し込みはお電話でも承ります。下記の番号へご連絡ください。
- 紹介状の発行には、1週間程度かかります。
- 事業所によっては、紹介状発行後に面接等があります。
- ご希望に合う事業所がなければ、登録のみ受け付けることもできます。その後の求人状況については、隨時お問い合わせください。

3. 採用

- 事業所が採否を決定します。
- 不採用になった場合や中途退職した場合には、次の事業所への紹介も可能です。その際には、ご本人から市にご連絡ください。

【注意事項】

- 紹介状を発行する前に、直接事業所と連絡を取ることは避けてください。
- 内職登録をされなくても、求人事業所一覧をお渡しできます。窓口でお申し出ください。
- 内職事業所の斡旋は1か所ずつとなります。採用後に他の事業所をご希望の場合は、採用された事業所を退職していただく必要があります。
- 定員のある求人については、先着順となりますのでご了承ください。
- その他ご不明点等があれば、下記までお問合せください。

お問い合わせ

鴻巣市 環境経済部 商工観光課



048-541-1321（内線3107）

FAX

048-577-8461



kanko@city.kounosu.saitama.jp